

一般廃棄物処理基本計画概要版

平成 28 年 3 月

石巻市

計画策定の趣旨

(1) 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づいて策定するものであり、自治体のごみ処理及び生活排水処理を将来にわたって適正かつ計画的に行うための基本的な計画です。このため、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全ての施策の方向性を示すものです。

石巻市（以下、「本市」という。）では、平成 19 年度に平成 29 年度を目標とした一般廃棄物処理基本計画を策定しましたが、東日本大震災や国の法制度の改正等により、廃棄物処理に係る環境が大きく変化してきており、これらに的確に対応した新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定する必要があります。

(2) 計画対象区域と計画期間

本計画の計画対象区域は、本市全域とします。

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度を中間目標年次、平成 37 年度を計画目標年次として設定します。

表 1 本計画の計画期間

平成（年度）												
20～25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
前回計画【H20～H29年度】												
本計画【（H28～H37年度）10カ年】												
	基準年度						中間目標年度					目標年度

第1編 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の現状と課題

(1) 現状のごみ処理体系

本市における現状のごみ処理体系を図1に示します。燃やせるごみは、石巻地区広域行政事務組合所有の石巻広域クリーンセンターと本市所有の石巻市牡鹿クリーンセンターの2箇所で焼却処理され、焼却灰及び不燃物は本市所有の4箇所の最終処分場で埋立処分されています。

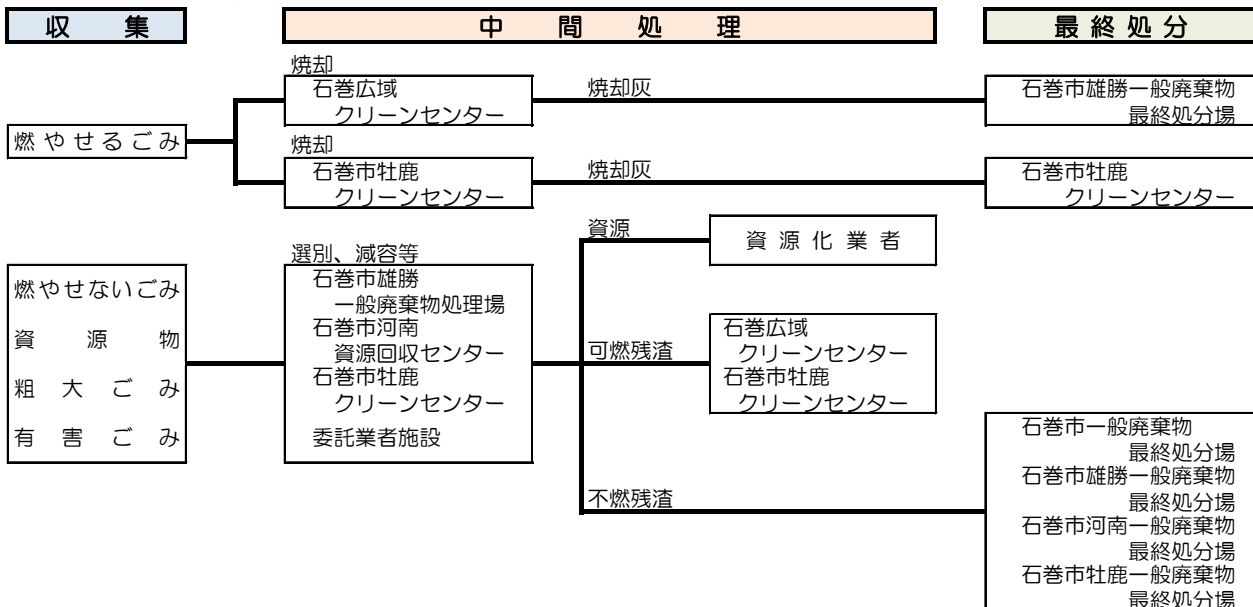


図1 現状のごみ処理体系

(2) ごみ量の推移

過去7年間のごみ量の推移を表2、図2に示します。

平成26年度における総ごみ量は57,802 tであり、推移としては平成22年度までは減少傾向を示していますが、平成23年度以降は増加傾向にあります。

平成26年度における排出形態別ごみ量は、家庭系ごみが最も多く41,931 tで全体の72.5%、事業系ごみが15,032 tで全体の26.0%、集団資源回収は839 tで全体の1.5%となっています。

表2 過去7年間の推移

項目	単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日当たりの排出量	[g/人/日]	1,017	1,007	967	981	1,011	1,057	1,061
総ごみ量	[t/年]	61,289	60,135	57,031	54,409	55,828	57,982	57,802
リサイクル率	[%]	14.5	14.4	14.1	13.8	15.3	14.7	13.9
総資源化量	[t/年]	8,868	8,654	8,050	7,482	8,534	8,550	8,007
最終処分率	[%]	10.2	12.6	11.5	13.8	12.7	10.1	11.6
最終処分量	[t/年]	6,270	7,556	6,540	7,509	7,117*	5,875	6,688

* 宮城県（震災がれき）焼却処理残渣処分量を除く。

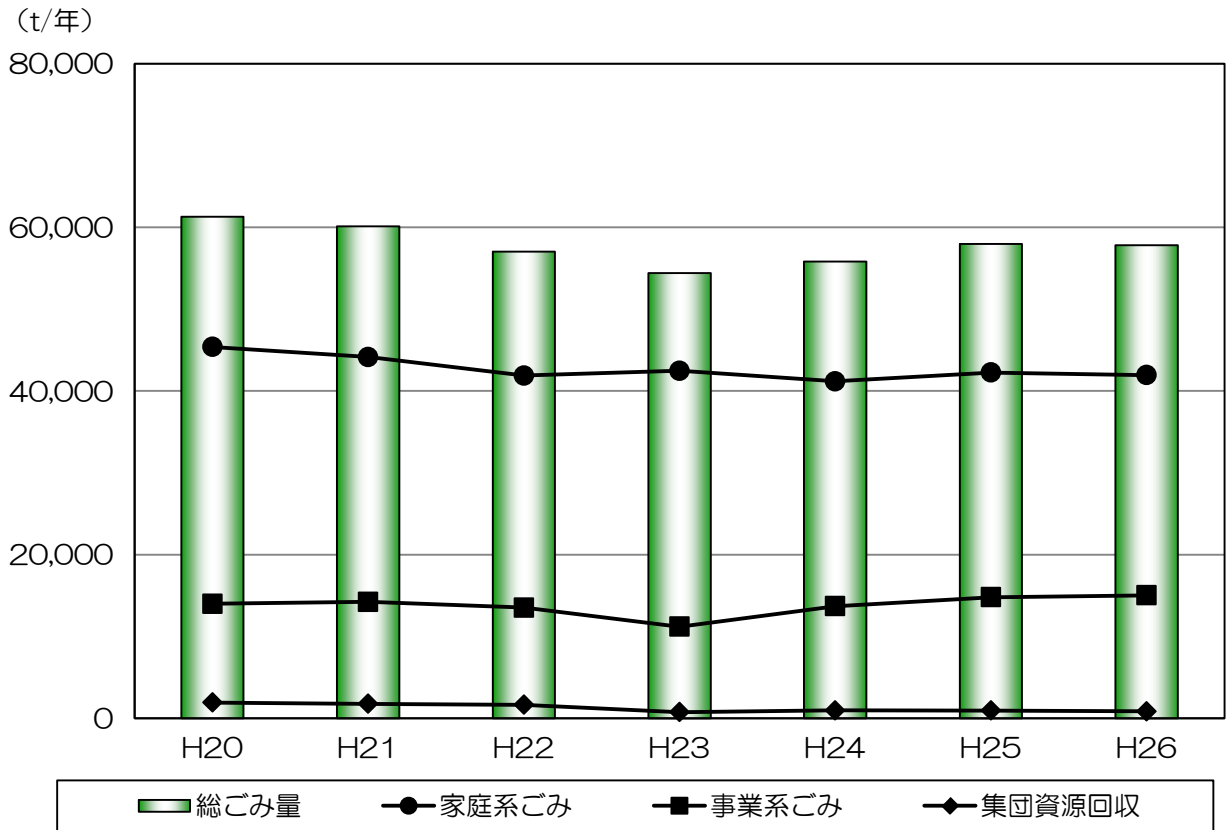


図2 過去7年間の排出形態別ごみ量の推移

(3) ごみ質

石巻広域クリーンセンターにおけるごみ質は、平成20年度から平成26年度までの過去7カ年平均値で見ると、組成分析では紙・布類が37.3%、合成樹脂類が28.9%、^{ちゅうかいりい}厨芥類が19.2%の順で割合が大きく、三成分分析では水分47.2%、可燃分45.7%、灰分7.2%となっています。

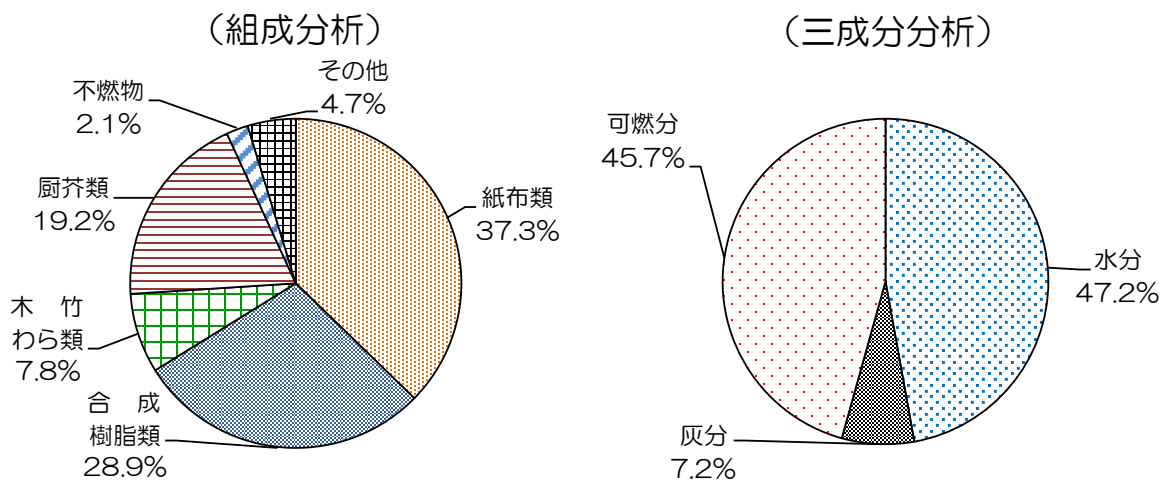


図3 石巻広域クリーンセンターにおけるごみ質

(4) ごみ処理の課題

現況から抽出された本市のごみ処理の課題を表3に示します。

表3 抽出された課題

①処理システム指針 [※] からみた課題	
・小型家電の回収検討	・1人1日当たりのごみ排出量の削減
・小型家電の循環的利用方法の検討	・リサイクル率の向上
②減量化・資源化における課題	
・排出者の意識向上と啓発活動	・集団資源回収の推進
③中間処理の課題	
・広域的取組みの推進	・中間処理施設のあり方の検討
④最終処分の課題	
・既存最終処分場の適正管理	・既存最終処分場の容量逼迫 ^{ひっばく}
⑤その他の課題	
・在宅医療廃棄物の処理	・適正な収集運搬体制の構築
・適正処理困難物の処理	・ごみ集積所の適正な維持管理
・不法投棄対策	・ごみ集積所の確保

※「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」

2 目標の設定

国・県の目標値を基に、本市における減量化・資源化・最終処分に係る目標値を表4、図4のとおり設定します。

表4 本計画における目標値

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		平成26年度	平成32年度	平成37年度
減量化	1人1日当たりのごみ排出量	1,061g	989g	930g
	総ごみ量	57,802 t	51,690 t	46,517 t
資源化	リサイクル率	13.9%	14.8%	15.7%
	総資源化量	8,007 t	7,664 t	7,305 t
最終処分	最終処分率	11.6%	11.5%	11.3%
	最終処分量	6,688 t	5,944 t	5,251 t

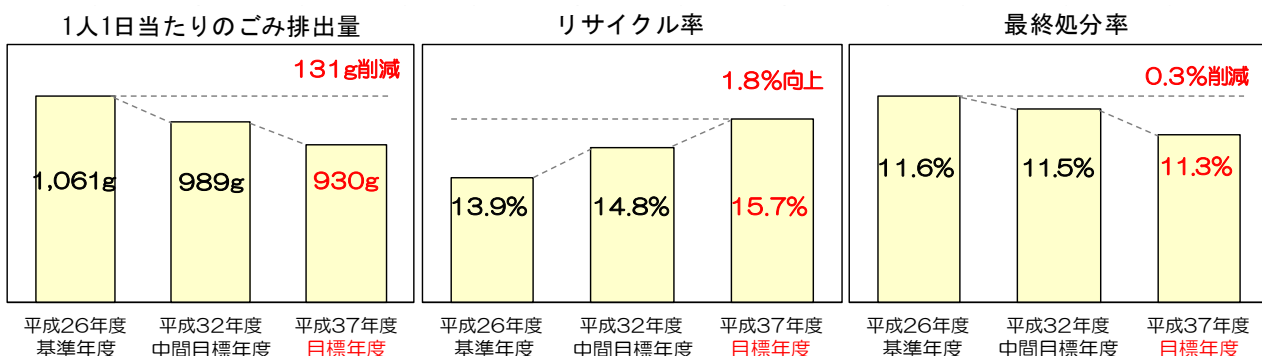


図4 本計画における目標値

③ 計画の推進と進行管理

(1) 基本方針

現況から抽出されたごみ処理の課題を踏まえ、以下のごみ処理の基本方針を掲げ、これに沿って住民、事業者並びに行政が一丸となって3R (Reduce・Reuse・Recycle) を推進し、循環型社会の構築に向けて取り組んでいきます。

みんなで作る ごみ減量のまち いしのまき

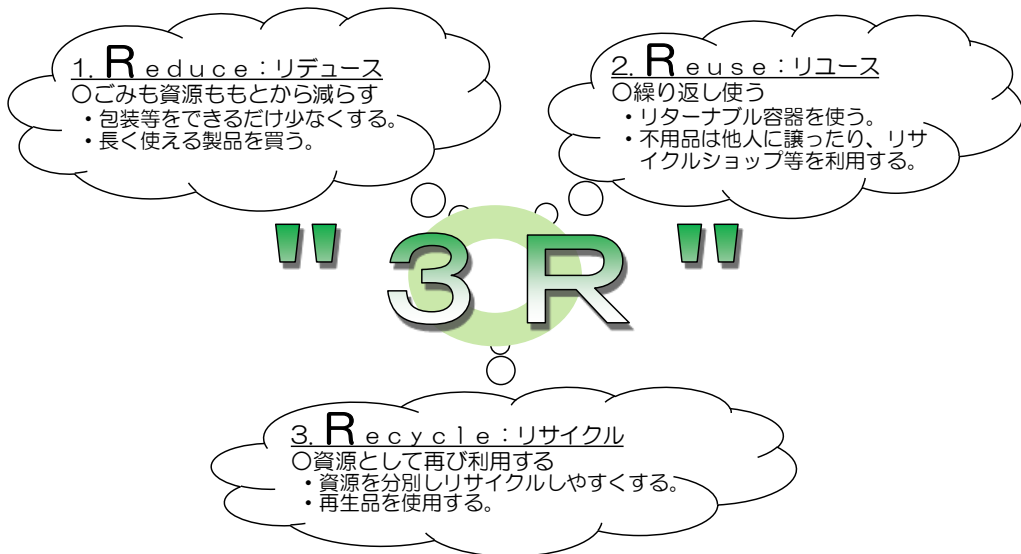


図5 3Rの考え方

(2) ごみ処理体系

基本方針における将来像と目標値を達成するために、計画目標年次の平成37年度段階で、図6のごみ処理体系を目指していくこととします。

中間処理については、当面は既存施設での処理を継続することとしますが、必要に応じて新規施設の整備を検討します。次期最終処分場については、平成35年度の供用開始を目標に、調査・計画・建設を進めていきます。

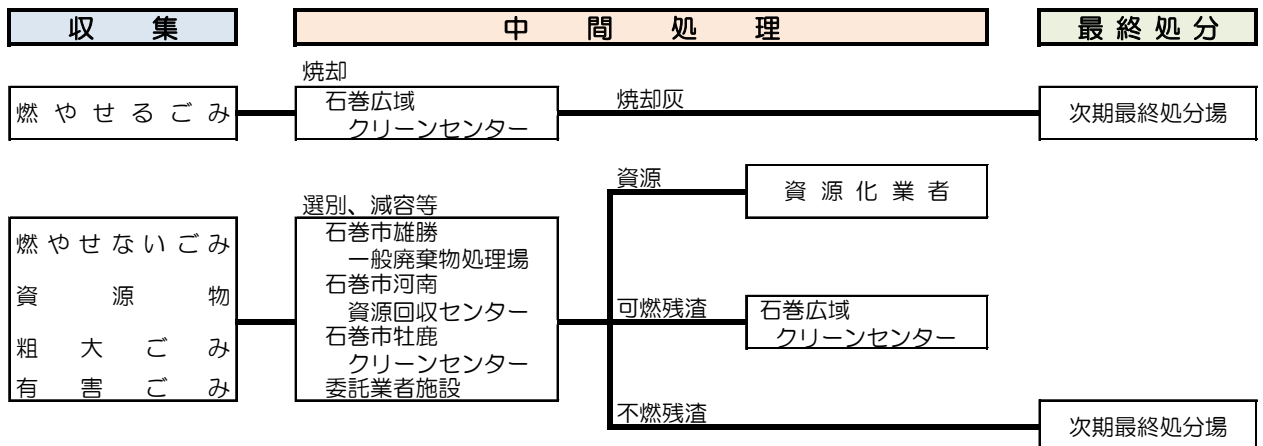


図6 平成37年度におけるごみ処理体系

(3) 収集・運搬計画

収集・運搬計画については、表5のとおりとします。

表5 収集運搬計画

項目	内容
収集区分	リサイクル率向上のために、小型家電の回収について適宜検討していきます。
収集運搬体制	東日本大震災の影響による市民の居住移転を踏まえ、効率的かつ均衡のとれた、収集エリアの変更等を検討していきます。
ごみ集積所の適正な維持管理	管理する自治会や集合住宅管理者等と連携し、管理指導体制を設け、ごみ集積所の適正な維持管理とともに衛生環境の保全、美観の維持ができるよう努めていきます。
ごみ集積所の確保	新たに区画整理事業等を行う場合は、ごみ集積所となる場所を確保し、適正な維持管理体制が行えるように努めていきます。

(4) 減量化・資源化重点施策

市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを出さない環境づくりを進めることが重要であり、図7の施策の展開を図ります。

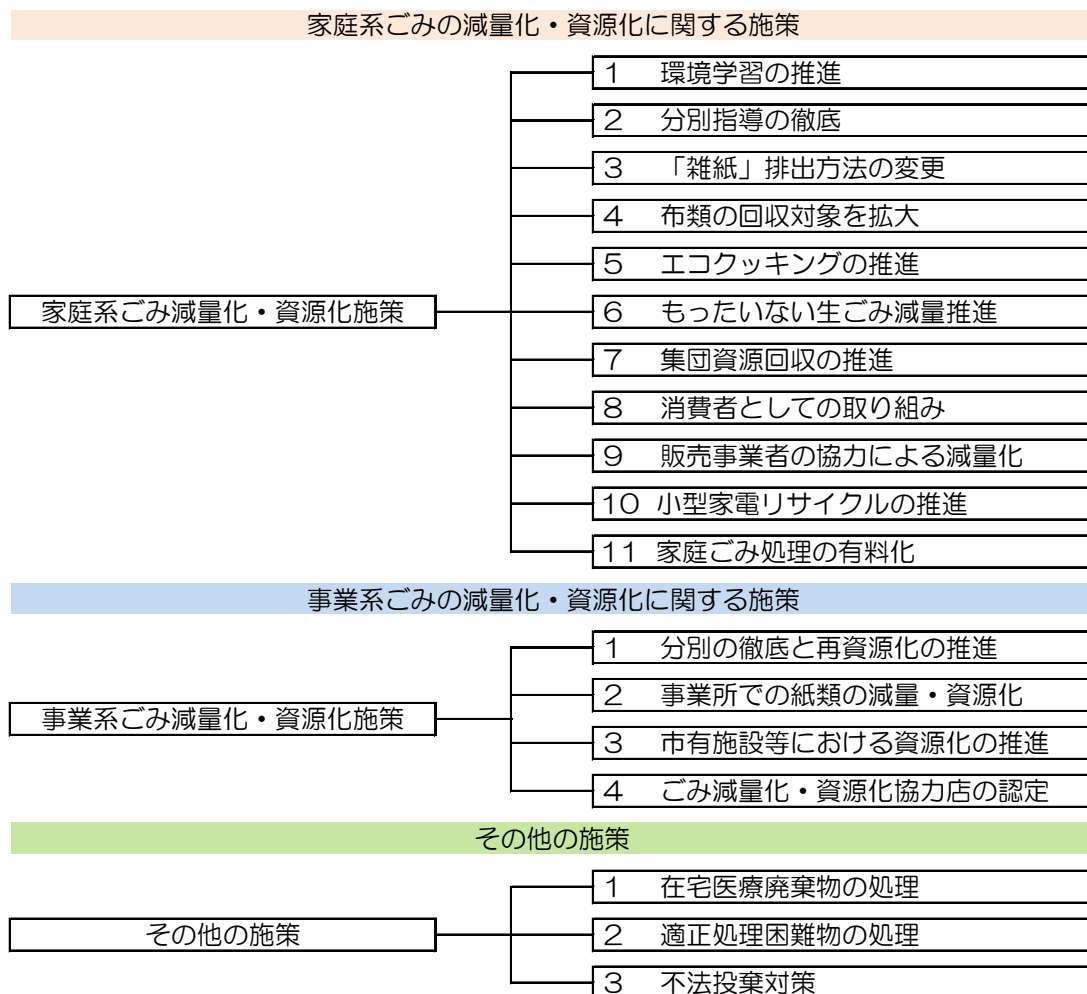


図7 減量化・資源化重点化施策

第2編 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状と課題

(1) 現状の生活排水処理体系

本市における現状の生活排水処理体系を図8に示します。集合処理施設としては、5つの処理区の公共下水道、8地区の農・漁業集落排水施設が整備され、生活排水の処理が行われています。個別処理では、し尿と生活排水の処理の両方を行う合併処理浄化槽が整備されており、その他にし尿処理のみの単独処理浄化槽が整備されています。

また、発生するし尿、浄化槽汚泥、農・漁業集落排水汚泥は、石巻地区広域行政事務組合の2つのし尿処理施設において処理を行っています

この中で、衛生的な生活排水の処理が行われている人口の割合（汚水処理人口普及率）は、平成26年度で58.6%となっております。

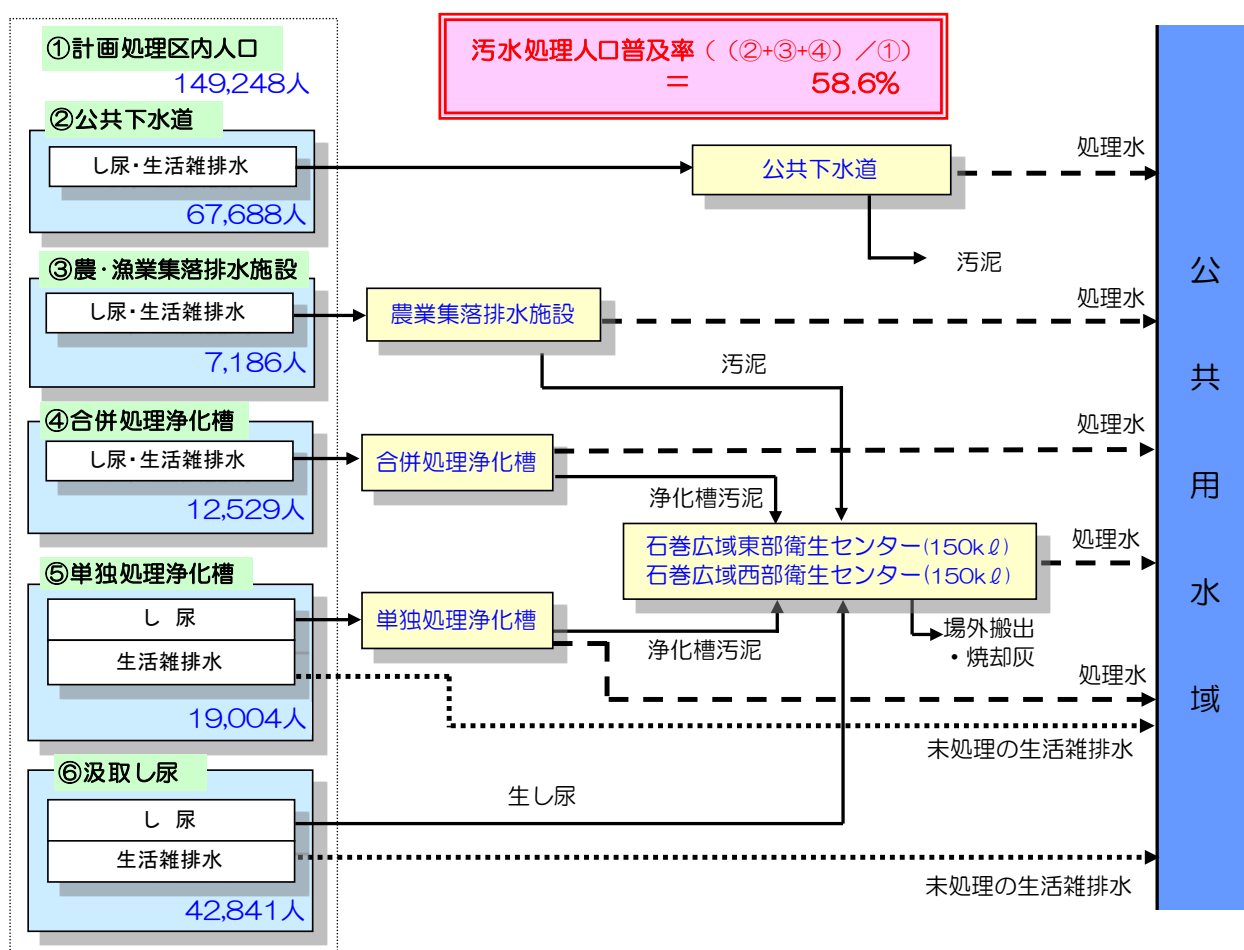


図8 現状の生活排水処理体系

(2) 生活排水処理の課題

現況から抽出された本市の生活排水処理の課題を表7に示します。

表7 生活排水処理の課題

生活排水処理の課題	
	公共下水道の継続的な整備と整備完了区域内の早期接続
	農・漁業集落排水施設整備完了区域内の早期接続
	集合処理区域以外での合併処理浄化槽の整備
	既存単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
	合併処理浄化槽の適正な維持管理
し尿・汚泥処理の課題	
	適正な維持管理及び修繕計画の立案

2 目標の設定

公共下水道や合併処理浄化槽の整備計画や県の目標値などを基に、本市における目標値を表8のとおり設定します。

表8 本計画における目標値

(単位:人)

	基準年度 (平成26年度)	目標年次 (平成37年度)
1.計画処理区域内人口	149,248	137,034
2.水洗化・生活雑排水処理人口	87,403	118,260
(1)コミュニティ・プラント人口	0	0
(2)合併処理浄化槽人口	12,529	18,165
(3)下水道人口	67,688	93,252
(4)農・漁業集落排水人口	7,186	6,843
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	19,004	5,493
4.非水洗化人口	42,841	13,281
(1)汲取し尿人口	42,841	13,281
(2)自家処理人口	0	0
5.計画処理区域外人口	0	0
汚水処理人口普及率 (%)	58.6%	86.3% (+27.7%)

③ 計画の推進と進行管理

本市内から発生する生活排水の適正処理を推進していくために、図9に示す基本方針と施策を実施します。

公共下水道事業等の集合処理の推進

- ・継続的な整備と整備済み区域での接続を促進し、更なる生活排水処理の向上を図ります。
- ・新市街地土地区画整理事業、既成市街地の土地区画整理事業で、下水道整備を併せて整備します。

合併処理浄化槽の設置整備

- ・集合処理施設の認可区域以外では、設置整備を積極的に推進を行い、効率的な普及を進めていきます。
- ・単独処理浄化槽は合併処理浄化槽への転換を推進します。
- ・適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透を図ります。

生活雑排水処理の推進

- ・集合処理施設の伸延と接続、単独処理浄化槽の転換により生活排水の適正処理を目指します。
- ・汚水処理人口普及率86.3%を目標とします。

し尿・汚泥処理

搬入量の減少、処理能力の余裕を考慮し、石巻広域所有のし尿処理施設にて適正処理を行います。

再資源化計画 ・東部衛生センターからの脱水汚泥引取を、需要があれば継続・拡大していきます。

収集運搬計画 ・許可業者収集によるし尿、浄化槽汚泥、農・漁業集落排水施設汚泥を対象とします。

中間処理計画 ・し尿、浄化槽汚泥及び農・漁業集落排水施設汚泥の全量を対象とします。
・石巻広域と情報を共有し、関係自治体と調整を図りながら処理を行います。

最終処分計画 ・し渣、汚泥はし尿処理施設で焼却処分し、各処分場で埋立処分します。

計画達成のための施策

- ・各種施策の市民への広報、啓発を行っていきます。
- ・放流河川の水質データの公表を行っていきます。

図9 基本方針と施策の内容